第７章　立地適正化計画における防災指針

誘導区域の設定にあたっては、安全性を確保するため災害リスクも踏まえた「防災指針」を作成し、必要な取組みを設定します。

■ 防災指針の検討

（１） 防災指針とは

防災指針は、災害リスクを踏まえて課題を整理し、都市の防災機能や安全・安心な生活環境を確保し、災害に強いまちづくりを計画的に推進することを目的とするものです。

この指針は、防災まちづくりの方針を具体化したものであり、災害リスクの分析を踏まえ、居住誘導区域等の精査や防災・減災対策を位置づけることで、安全で持続可能な市街地形成を目指します。

（２） 防災指針の位置付け

防災指針の作成にあたっては、地域防災計画や国土強靭化地域計画など市町村の防災・減災対策に係る計画との内容の整合を図ることが重要とされています。

防災指針は、立地適正化計画で定める居住誘導区域や都市機能誘導区域の内外にわたる都市の防災機能の確保に向けて、第２次帯広市都市計画マスタープランを踏まえ、帯広市地域防災計画、帯広市強靭化計画等と整合・連携を図りながら定めます。

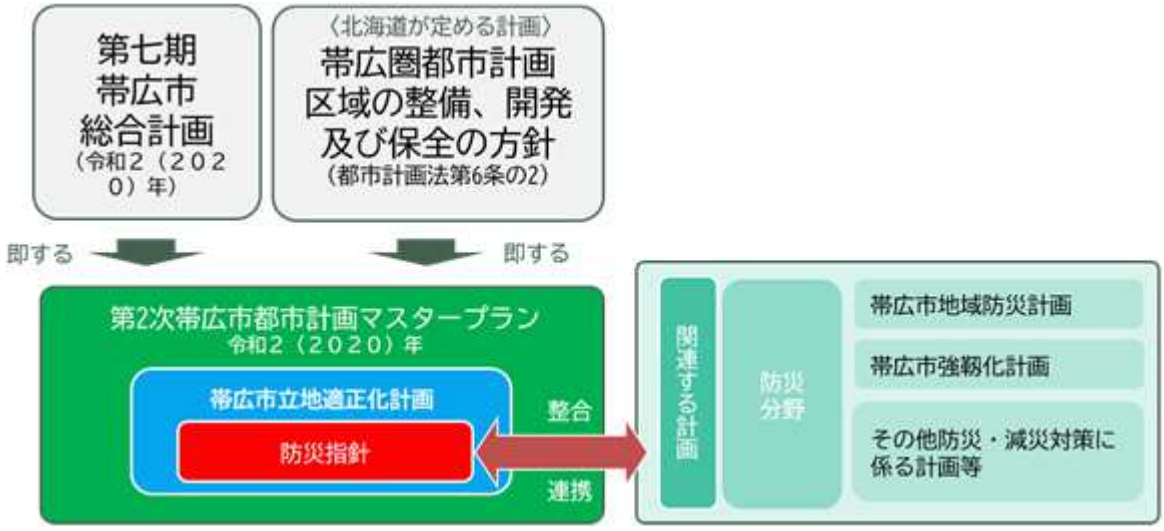


図　防災指針の位置付け

表　防災指針と関連計画の概要

計画	役割	根拠法令
帯広市 地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの。主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組みなどを取りまとめた計画。	災害対策 基本法
帯広市 強靭化計画	大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、持続可能で強靭な地域づくりを進めるためのもの。主に発災前の平時の備えを中心とした取組みを位置付けた計画。	国土強靭化法
第２次 帯広市都市計画 マスタープラン	都市及び各地域の将来の市街地像を市民に分かりやすい形で示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向づけを行うためのもの。中長期的な取組みを位置付けた計画。	都市計画法
帯広市 立地適正化計画 （防災指針）	災害リスクを考慮した都市の課題を踏まえた防災まちづくりの基本方針、具体的施策を定めたもの。災害リスクを回避・低減させるために必要な防災・減災対策を位置付けた計画。	都市再生 特別措置法

（３） 防災指針の検討

＜防災指針の検討手順＞

防災指針は、居住の誘導や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災の指針であり、地域防災計画等と整合を図り、居住誘導区域等の災害リスクをできる限り回避、低減させるために必要な取組み等の検討を、以下の手順で進めます。

第１段階　帯広市におけるハザード情報の整理

帯広市における洪水や雨水出水、土砂災害などの災害ハザード情報を収集し、今後想定される災害リスクを災害種別ごとに整理します。

第２段階　災害リスクのある場所の抽出

災害ハザード情報と都市の基本情報（建物（階数分布など））の重ね合わせにより災害リスクの高い場所を抽出します。

第３段階　災害リスクの高い場所への対応方法と誘導区域への反映

災害リスクの高い場所に対する課題や対応方法を整理し、居住誘導区域等への反映について検討します。

第４段階　防災まちづくりの推進に向けた具体的な取組みの検討

精査した居住誘導区域に残る災害リスクへの対策として、防災まちづくりについて、ハード・ソフトの両面から具体的な取組みとその実施スケジュールを検討します。

図　防災指針の検討フロー

＜第１段階＞　―帯広市におけるハザード情報の整理―

本市における防災上の課題を整理するために、想定される災害リスクを災害種別ごとに整理します。

表　ハザード情報の整理

災害種別		想定規模	居住誘導区域内の分布	備考
水災害				
	洪水 浸水想定区域	計画	有り	途別川流域の24時間総雨量161mm(R1.8.6北海道作成) 帯広川流域の1.9時間総雨量72mm(R1.6.4北海道作成) 柏林台川流域の1.2時間総雨量 59mm(R1.6.4北海道作成) 等　全8河川
		想定最大	有り	途別川流域の24時間総雨量402mm(R1.8.6北海道作成) 帯広川流域の1.9時間総雨量179mm(R1.6.4北海道作成) 柏林台川流域の1.2時間総雨量149mm(R1.6.4北海道作成)等　全21河川
	洪水 浸水継続時間	想定最大	有り	途別川流域の24時間総雨量402mm(R1.8.6北海道作成) 帯広川流域の1.9時間総雨量179mm(R1.6.4北海道作成) 柏林台川流域の1.2時間総雨量149mm(R1.6.4北海道作成) 等　全8河川
	洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域	氾濫流	有り	途別川流域の24時間総雨量402mm(R1.8.6北海道作成) 帯広川流域の1.9時間総雨量179mm(R1.6.4北海道作成) 柏林台川流域の1.2時間総雨量149mm(R1.6.4北海道作成) 等　全8河川
		河岸浸食	有り	途別川流域の24時間総雨量402mm(R1.8.6北海道作成) 帯広川流域の1.9時間総雨量179mm(R1.6.4北海道作成) 柏林台川流域の1.2時間総雨量149mm(R1.6.4北海道作成) 等　全8河川
	内水氾濫 (降雨時冠水箇所)	想定最大	有り	想定しうる最大規模の降雨130mm/h
土砂災害				
	土砂災害警戒区域	-	無し	R4.2.4(北海道指定)
	土砂災害特別警戒区域	-	無し	R4.2.4(北海道指定)
	大規模盛土造成地	-	有り	R2年度調査時点
地震災害				
	震度	M7.4	有り	十勝平野断層帯主部(H30北海道作成)

※計画規模：150 年に 1 回程度　　想定最大規模：1,000 年に 1 回程度

● 水災害

水災害とは、主に豪雨や台風などによる河川の氾濫や浸水、排水施設の能力を超える降雨によって発生する内水氾濫などを指し、住民の生命や財産、生活基盤に大きな被害をもたらします。

帯広市では、平成 28 年の台風 10 号による豪雨で河川の氾濫や内水氾濫が発生し、一部地域で浸水被害が生じました。その他にも過去には局地的大雨による道路冠水や住宅浸水が発生しています。

また、市街化区域に浸水想定区域が広く分布していることから、水害リスクを前提とした土地利用や都市機能の配置の検討が必要です。基礎データ整理でも、洪水の浸水状況について「十勝川、札内川、帯広川などの主要河川の周辺で浸水区域内」とされ、市街化区域内でも地区ごとに浸水が想定されています。このため、水災害については、本計画における災害リスク分析の対象とします。

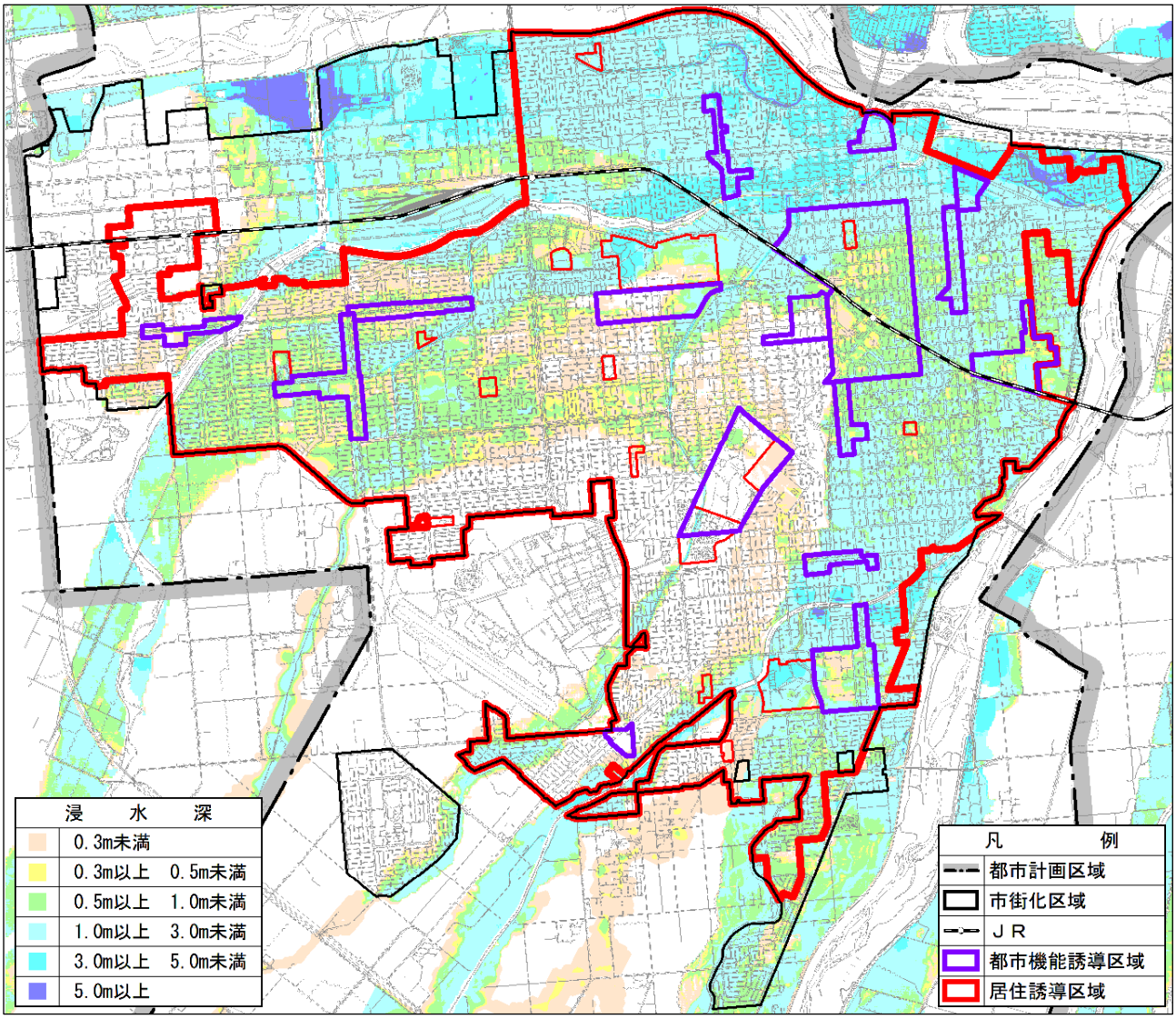


図　洪水浸水深（想定最大）の分布状況

● 土砂災害

帯広市において、都市計画区域内に土砂災害警戒区域が存在していますが、誘導区域を設定している市街化区域内には存在していないため、本計画では災害リスク分析の対象としません。

また、傾斜地を大規模に盛土した造成地（大規模盛土造成地）が市街化区域内に存在していますが、令和３年度に安全性の確認調査を行った結果、地震が起きても斜面が崩落するような危険はないことが確認されたため、大規模盛土造成地についても、本計画では災害リスク分析の対象としません。

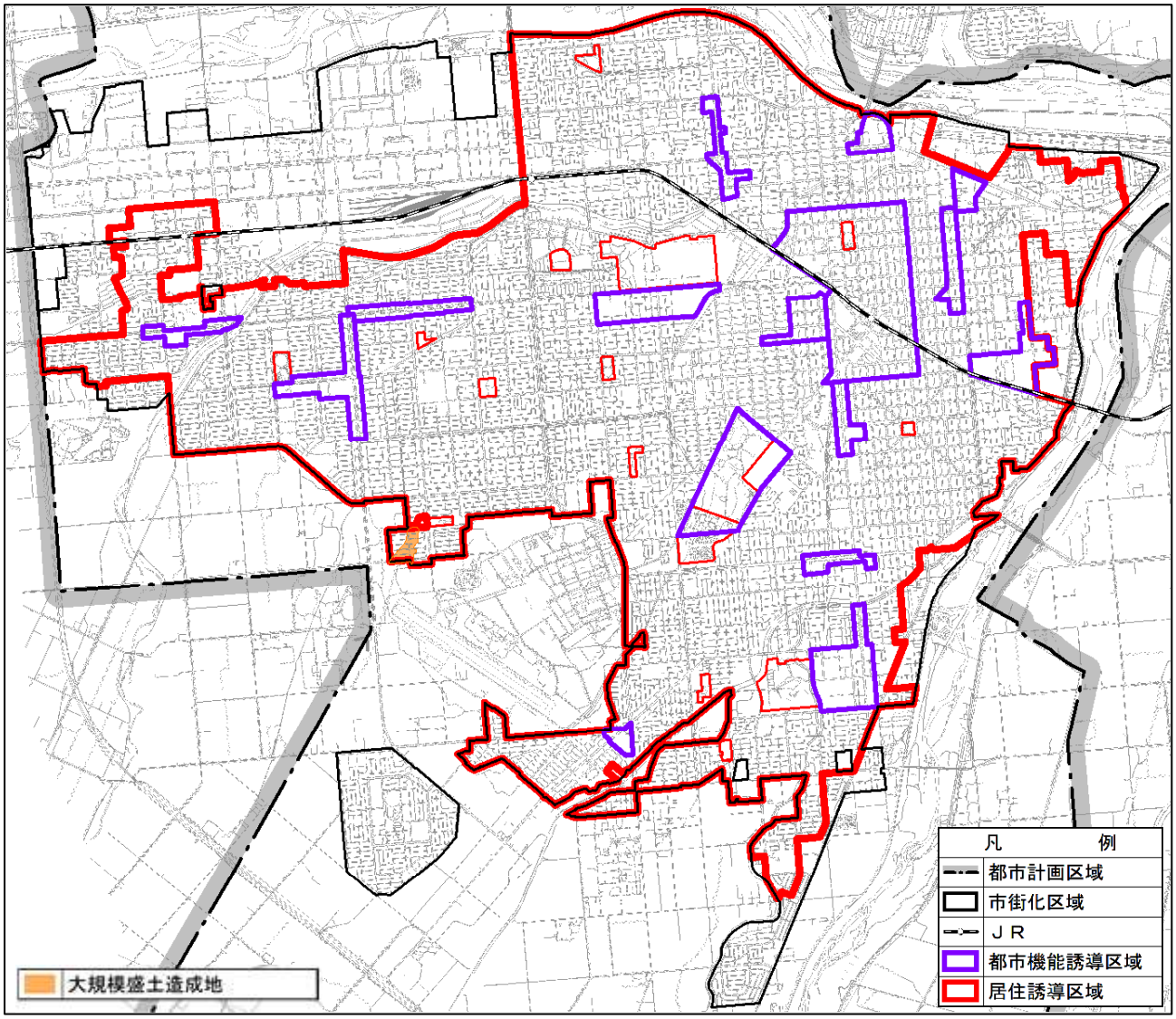


図　土砂災害・大規模盛土造成地の分布状況

● 地震災害

帯広市において想定される地震災害は、日本列島の下に沈み込むプレートの動きに伴って発生する地震を主な要因としており、その多くは海溝沿いで発生するプレート型地震などが想定されます。

一方、地震は発生時期や発生場所をあらかじめ特定することが困難であり、水災害のように災害リスクの高い区域を明確に設定して分析することが難しい災害です。

このため、地震災害については、本計画では災害リスク分析の対象としません。なお、地震災害への対応については、地域防災計画などの既存計画と整合を図りながら、住宅・建築物の耐震化や防災意識の向上などの取組みを推進することで対応します。

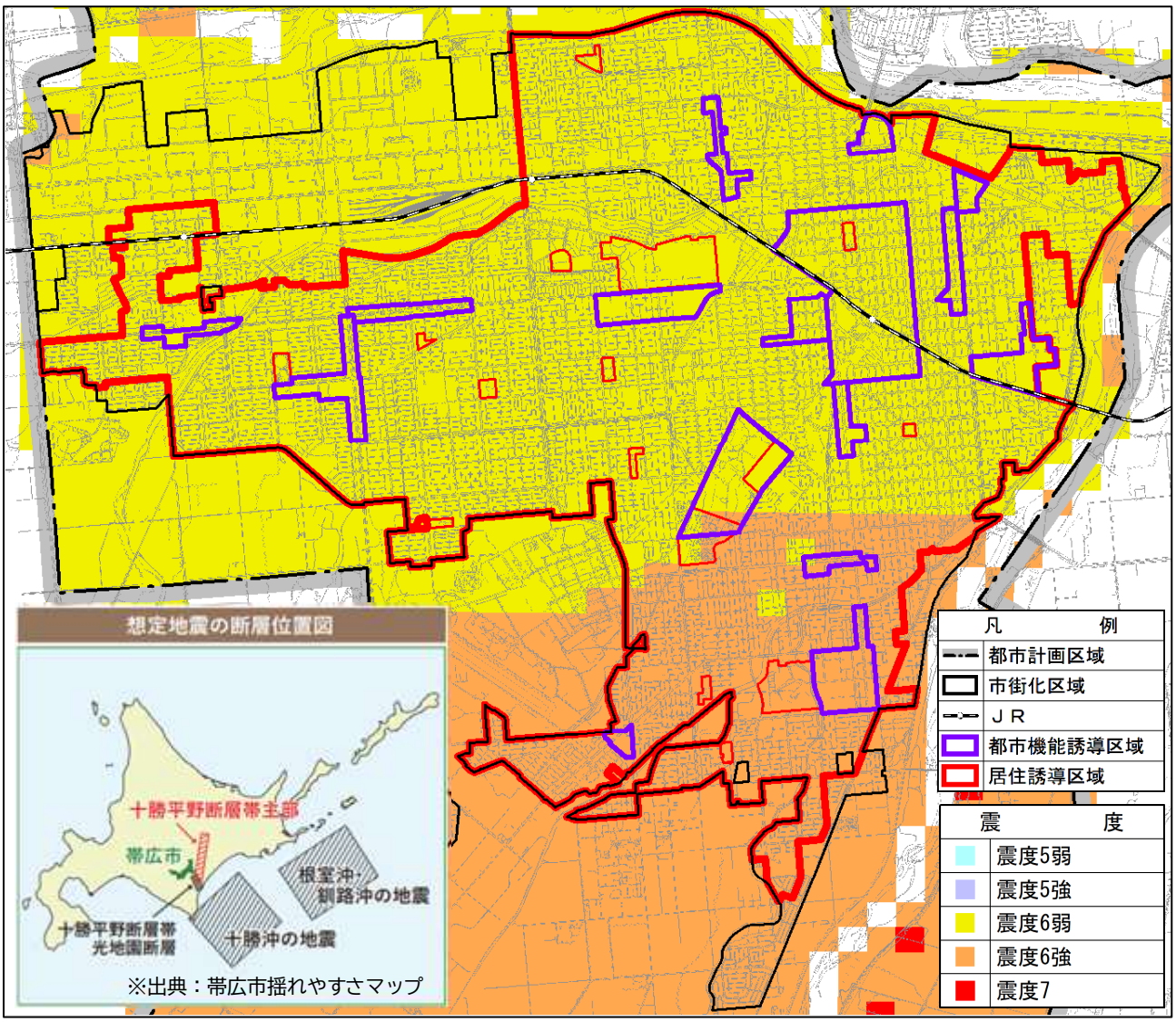


図　十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震における想定最大震度

※北海道が公表した被害想定のうち、被害が最も大きい地震（帯広市地域防災計画）

＜第２段階＞　―災害リスクのある場所の抽出―

第１段階で整理した結果、本計画では水災害を災害リスク分析の対象とします。

災害リスク分析では、災害ハザード情報に、都市情報（人口分布、建物分布（階数分布を含む）、避難施設分布、都市機能（病院・福祉施設等）など）を重ね合わせて災害リスクの高い場所を抽出します。

表　ハザード情報と都市情報の重ね合わせ一覧

分析の視点	ハザード情報	都市の情報
垂直避難で対応できるか	浸水深（洪水、雨水出水（内水））	建物分布 / 建物階数 建築物の高さ
避難施設が活用できるか		避難施設分布
施設が継続利用できるか		都市機能（特に病院・福祉施設等）
要配慮者の垂直避難ができるか		
孤立の危険性があるか	浸水継続時間（洪水）	人口分布
要配慮者・病人の生命維持に危険がないか		都市機能（特に病院・福祉施設等）
長期に使用不可のエリアがないか		
家屋倒壊の危険性がないか	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	建物分布
家屋倒壊の危険性がないか	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	木造建築物分布

＜出典＞国土交通省　立地適正化計画の手引き【基本編】より

● 水災害

①洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布（階数）

十勝川周辺のエリアでは１階建ての建物が多く立地していますが、広いエリアで浸水深 3.0m 以上の浸水が想定されており、垂直避難が困難となるリスクがあります。

居住誘導区域内では東地区と川北地区で 3.0m 以上の浸水が想定されるエリアが多く、１階建て、２階建ての建物が多く立地していることから、垂直避難が困難になる可能性が考えられます。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、早期避難の促進、避難体制の確保などの取組みが必要となります。

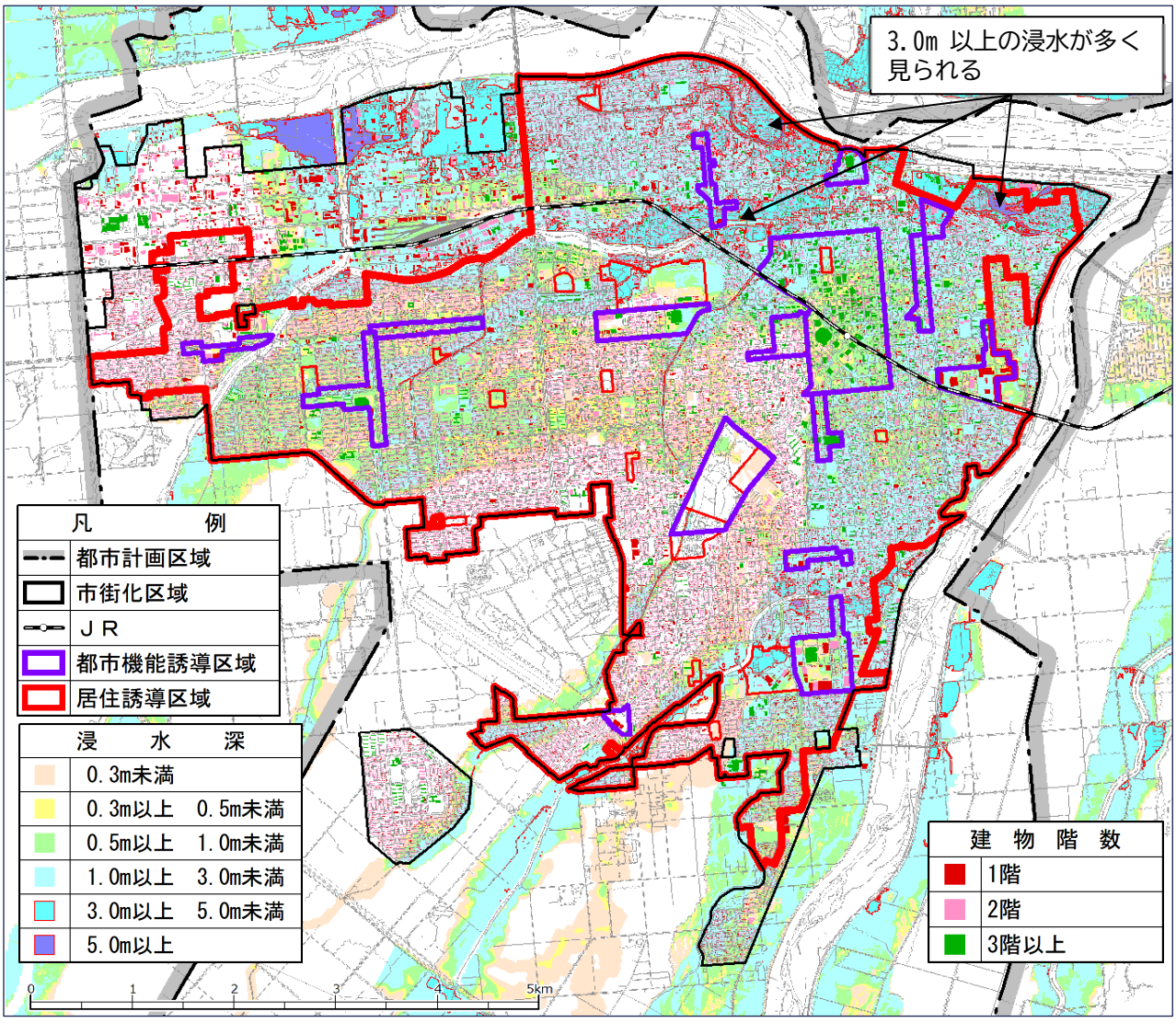


図　災害リスク分析（洪水浸水想定区域（想定最大規模）と建物分布（階数）の重ね合わせ）

②洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 避難施設分布

避難施設について、全体に分散して配置されていますが、3.0m 以上の浸水が想定されるエリアの多い東地区と川北地区においてはアクセスの低下または施設の利用が困難となるリスクがあります。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、避難施設内での上層階への避難、避難体制の確保などの取組みが必要となります。

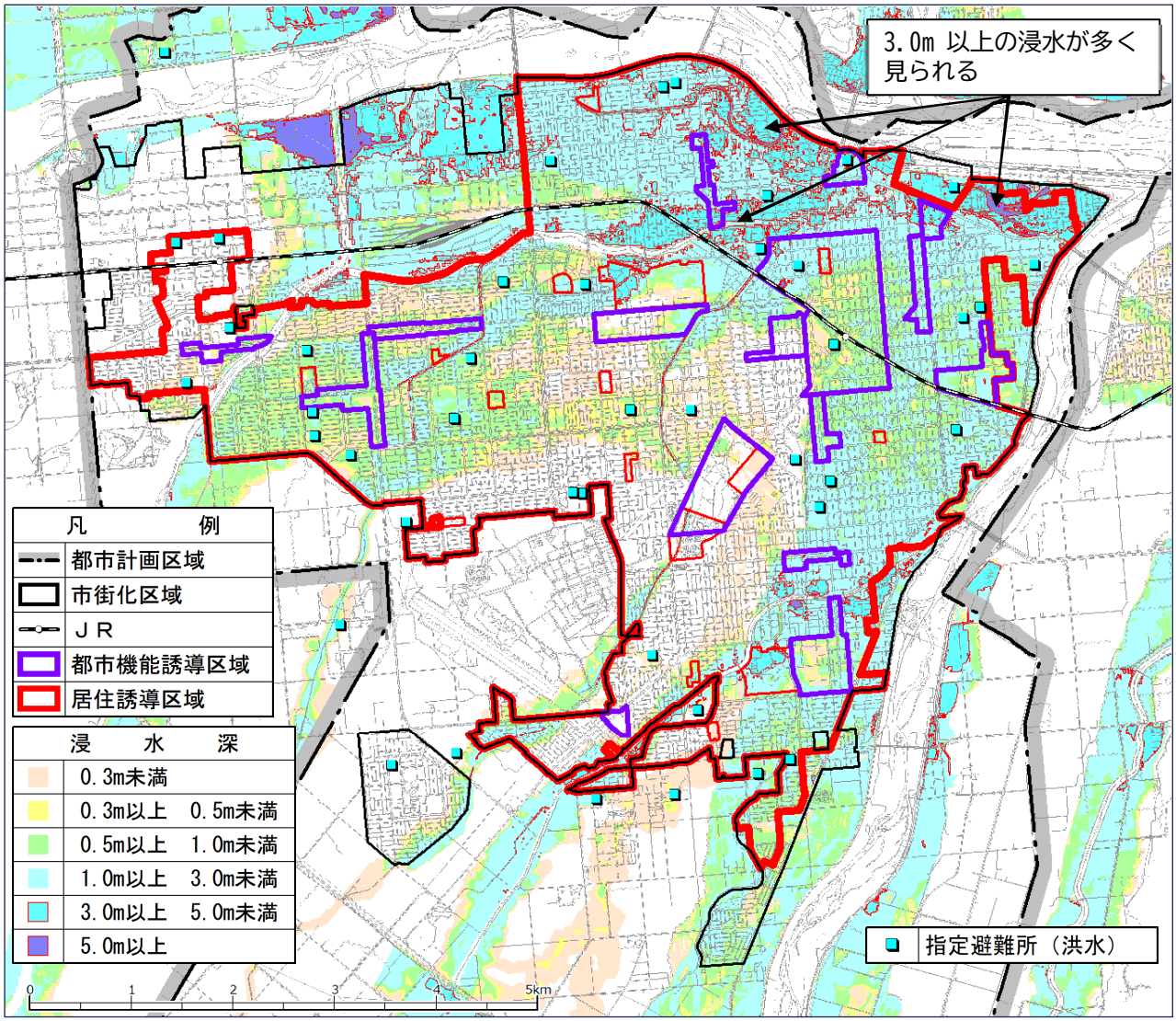


図　災害リスク分析（洪水浸水想定区域（想定最大規模）と避難施設分布の重ね合わせ）

③洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 都市機能

各浸水エリア内に立地している医療・福祉施設を見ると、多くは 3.0m 未満の浸水エリア内に立地していますが、一部 3.0m 以上の浸水が想定されているエリアに立地しているため、浸水による機能低下のリスクがあります。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、施設の浸水対策、災害時の連絡・協力体制の確保などの取組みが必要となります。

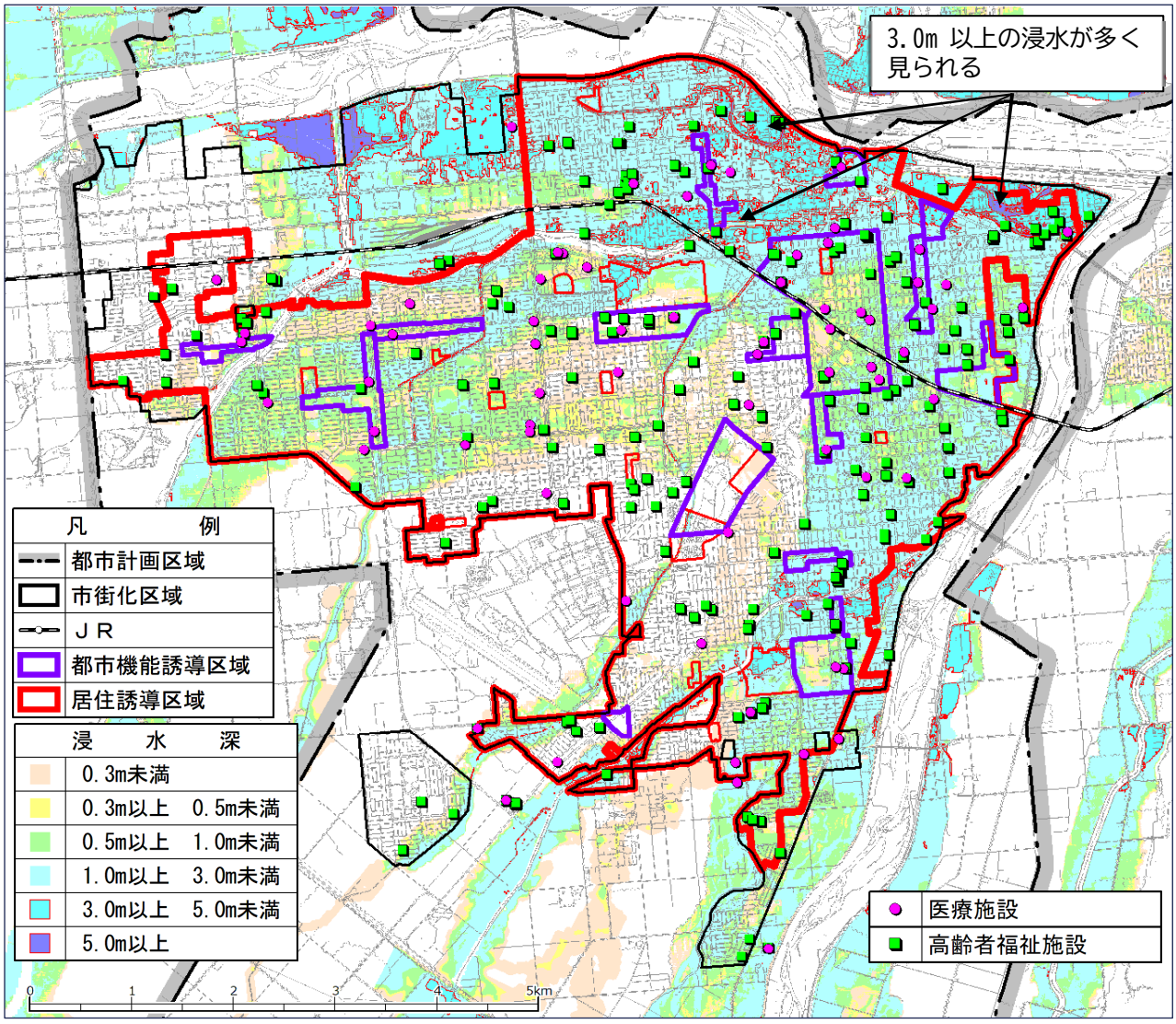


図　災害リスク分析（洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市機能の重ね合わせ）

④洪水（浸水継続時間）× Ｒ２人口分布（40 人/ha 以上）

西地区と西帯広地区で１週間以上継続して浸水するエリアが存在しており、人口密度が 40 人/ha 以上と高い地域で長時間孤立するリスクがあります。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、孤立に備えた備蓄の促進、避難体制の確保などの取組みが必要となります。

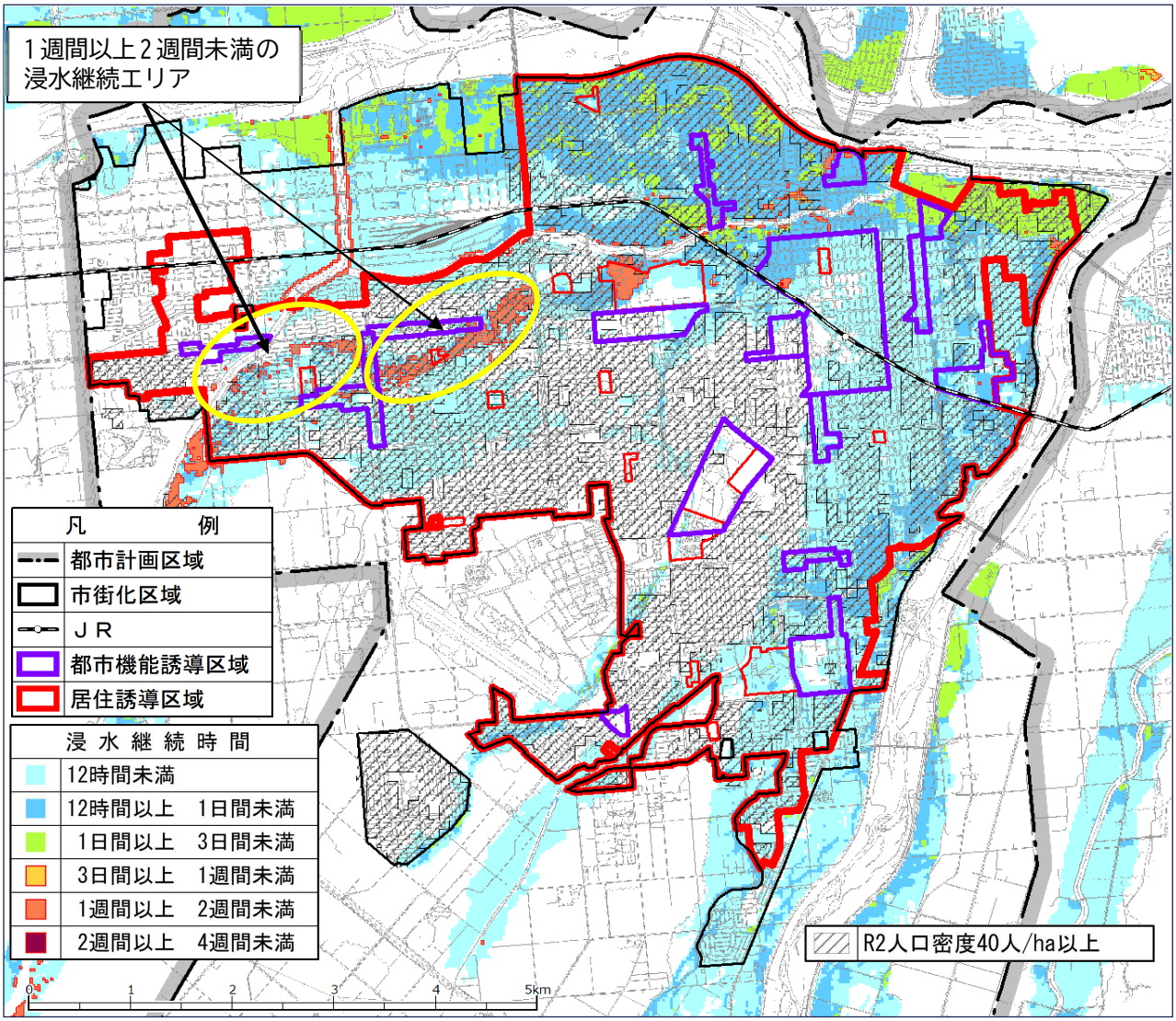


図　災害リスク分析（洪水（浸水継続時間）とＲ２人口分布（40 人/ha 以上）の重ね合わせ）

⑤洪水（浸水継続時間）× 都市機能

一部の医療・福祉施設が西地区と西帯広地区で 1 週間以上継続して浸水するエリア内に立地していることから、長期にわたる機能低下のリスクがあります。

また、十勝川沿いに 1 日間以上 3 日未満の継続が想定されているエリアもあり、高齢者福祉施設が多く立地しているため、長期にわたる機能低下のリスクがあると考えられます。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、非常用物資の備蓄、災害時の連絡・協力体制の確保などの取組みが必要となります。

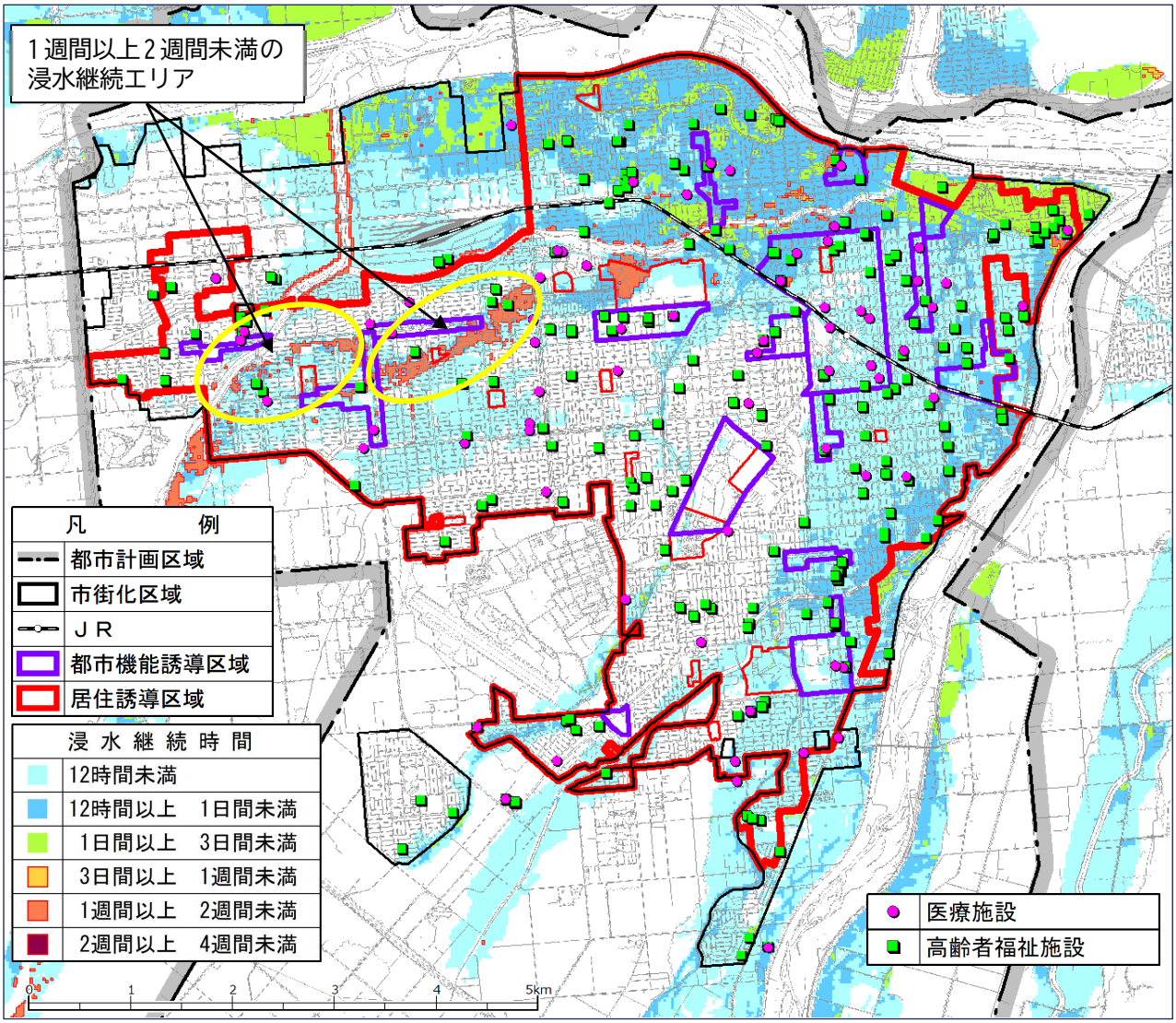


図　災害リスク分析（洪水（浸水継続時間）と都市機能の重ね合わせ）

⑥家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）× 建物分布

柏林台川やウツベツ川周辺において河岸浸食が想定されているエリアには、倒壊のリスクがある建築物が存在しています。また、他の河川（十勝川、帯広川など）においても河岸浸食が想定されている区域が存在し、家屋倒壊のリスクのある建物があります。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、早期避難の促進、避難体制の確保などの取組みが必要となります。

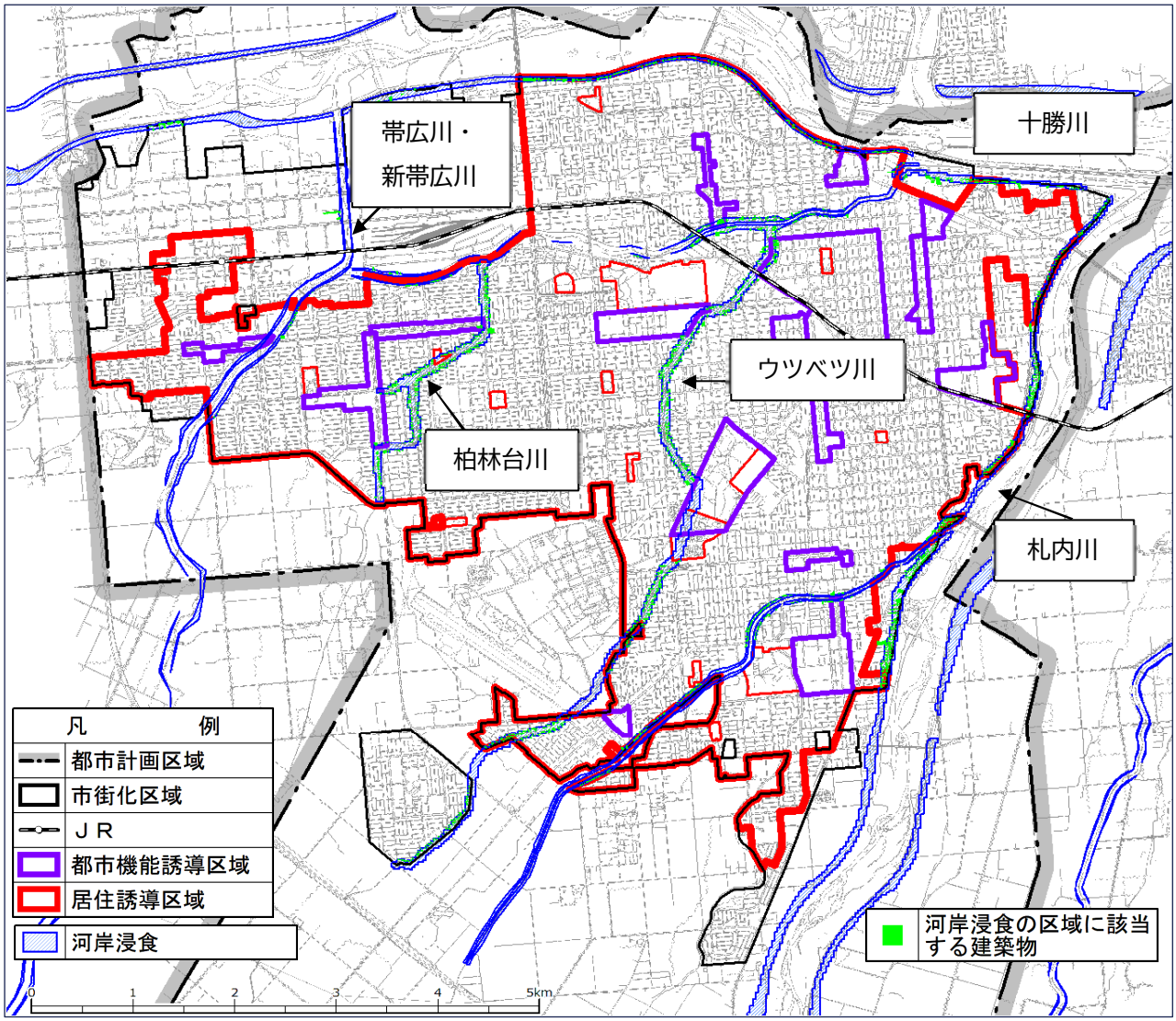


図　災害リスク分析（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）と建物分布の重ね合わせ）

⑦家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）× 木造建築物分布

十勝川、帯広川において氾濫流が想定されているエリアには、倒壊のリスクがある建築物が存在しています。また、他の河川（売買川、札内川など）においても氾濫流が想定されている区域が存在し、家屋倒壊のリスクのある建物があります。

これらのエリアの災害リスクへの対応としては、災害リスク情報の周知、早期避難の促進、避難体制の確保などの取組みが必要となります。

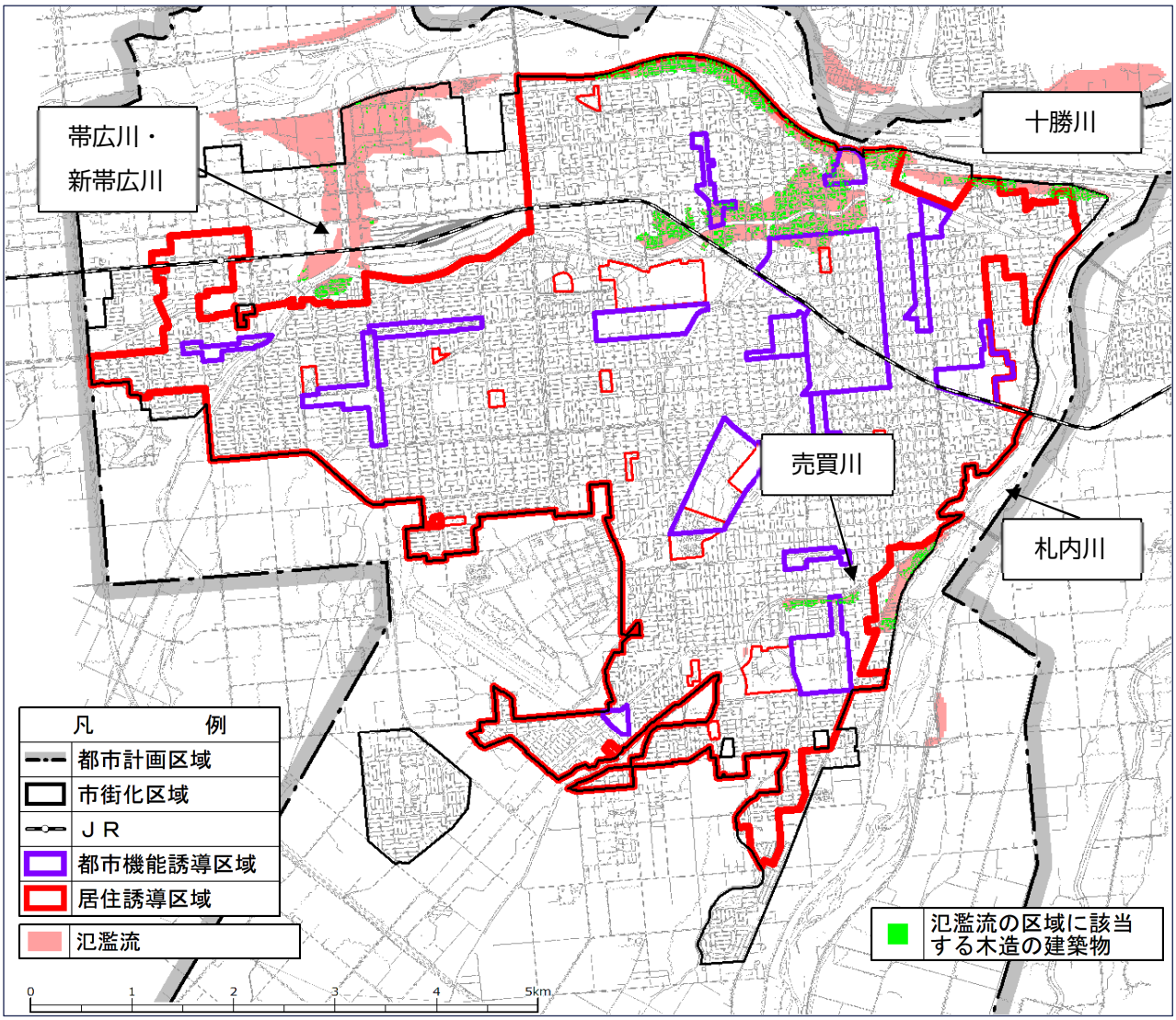


図　災害リスク分析（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と木造建築物分布の重ね合わせ）

⑧内水氾濫 × 建物分布（階数）

内水の浸水深は多くが 0.5m 未満となっており、床下浸水のリスクはありますが、垂直避難が困難になるリスクは低いと考えられます。

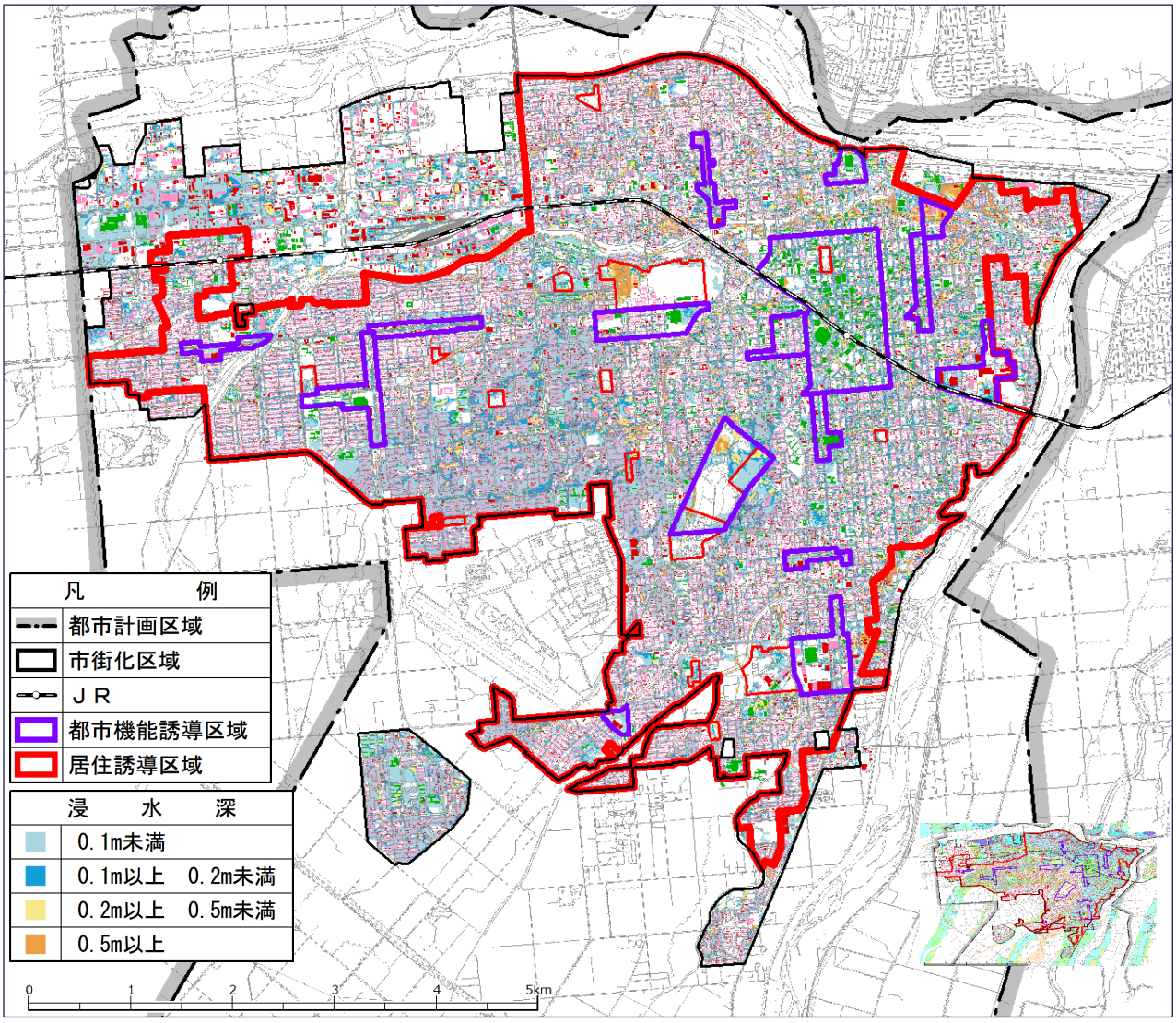


図　災害リスク分析（内水氾濫想定区域と建物分布（階数）の重ね合わせ）

⑨内水氾濫 × 避難施設分布

内水氾濫が想定されるエリア内の避難施設について、多くのエリアで想定される浸水深は 0.2m 未満であり、避難施設へのアクセスが低下するリスクは低いと考えられます。

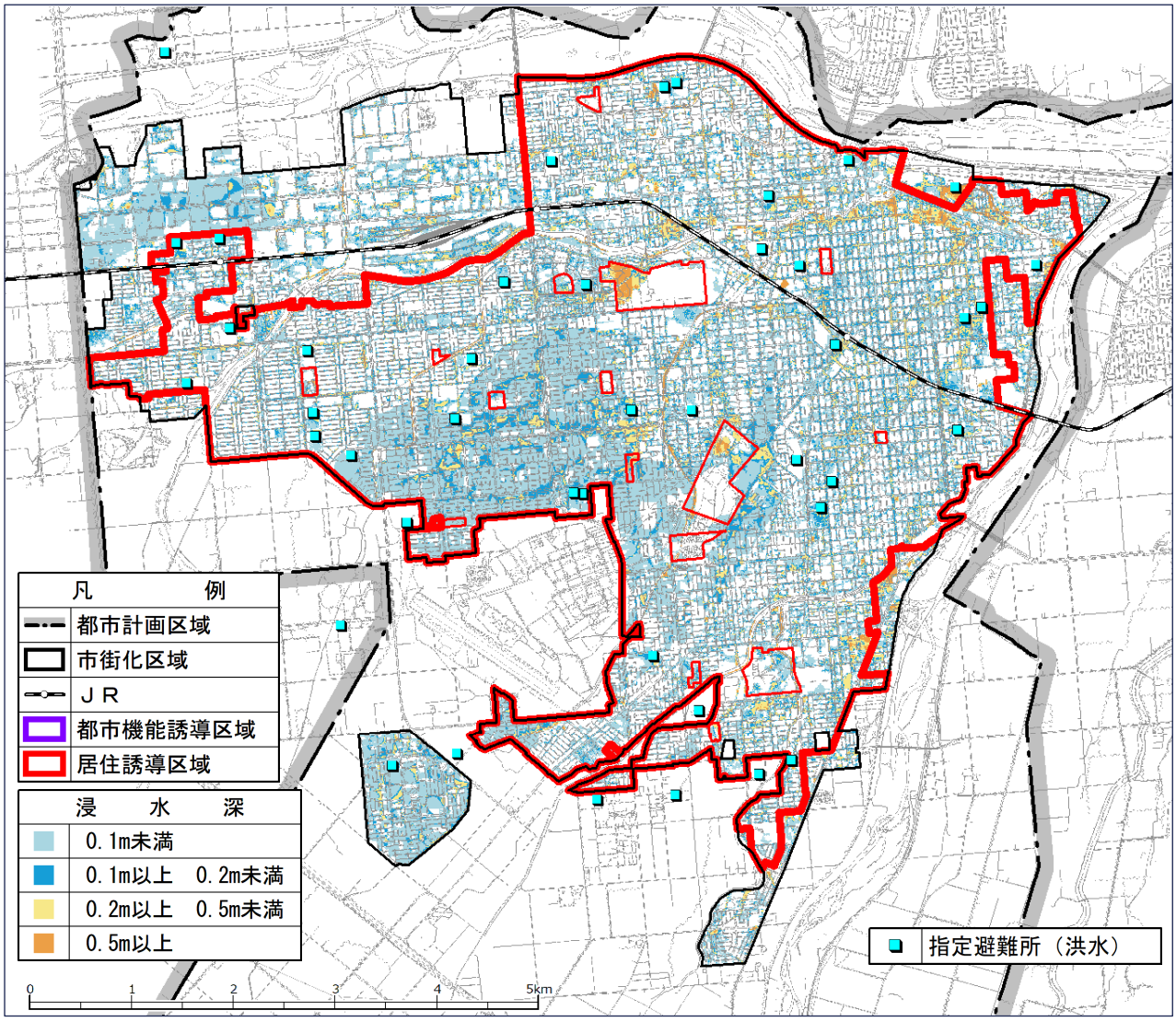


図　災害リスク分析（内水氾濫想定区域と避難施設分布の重ね合わせ）

⑩内水氾濫 × 都市機能

内水については多くのエリアで 0.5m 未満の浸水深が想定されており、医療・福祉機能が低下するリスクは低いと考えられます。

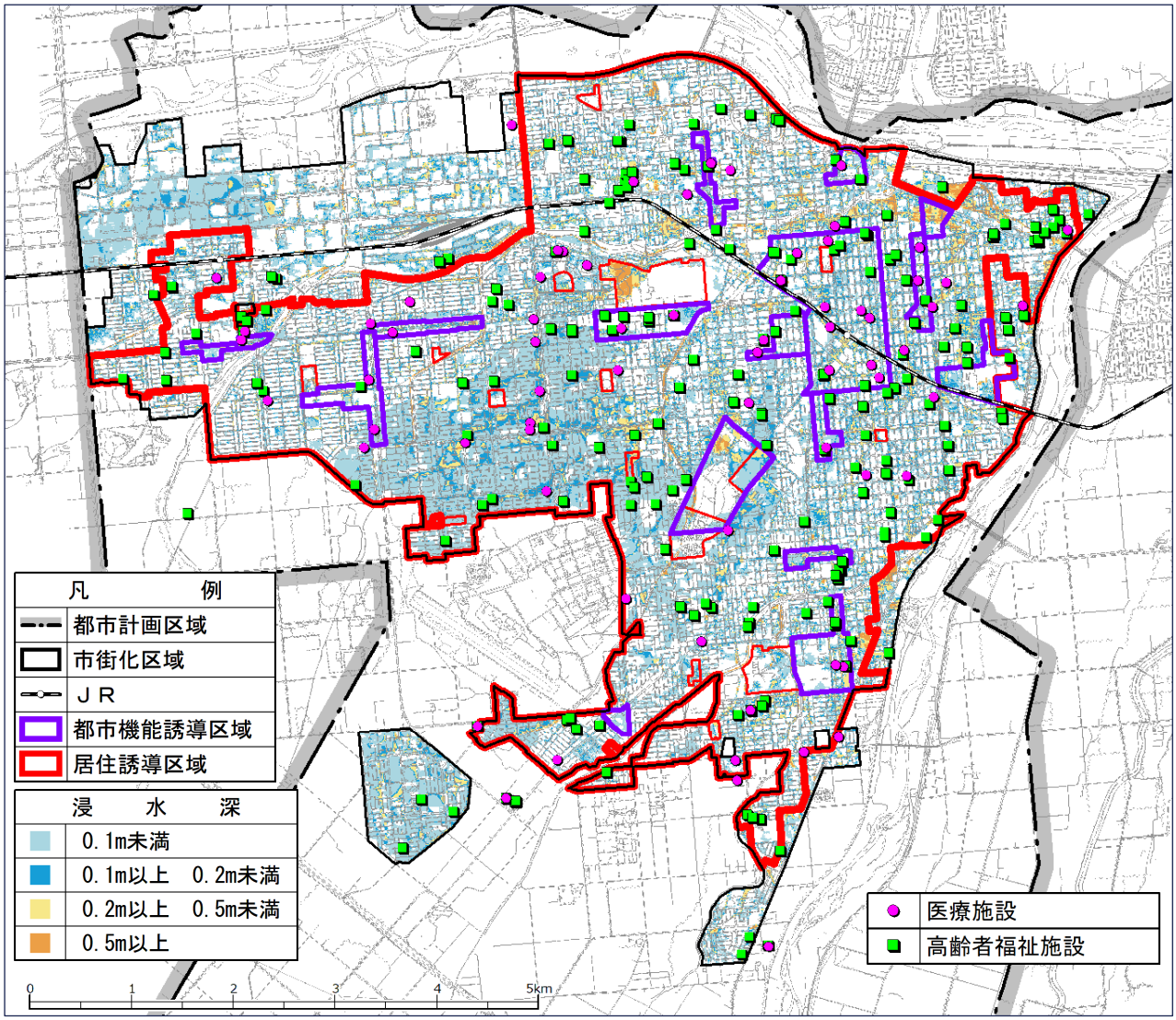


図　災害リスク分析（内水氾濫想定区域と都市機能の重ね合わせ）

＜第３段階＞　―災害リスクの高い場所への対応方法と誘導区域への反映―

災害リスクの高い場所における防災上の課題や対応方法を整理し、居住誘導区域等への反映について検討します。また、災害リスクに対する対応方法を踏まえ、防災まちづくりの推進に向けた基本方針と取組方針を設定します。

■防災上の課題及び対応方法の整理

防災上の課題	対応方法
・垂直避難が困難な区域や建物倒壊の恐れがある区域が存在	・災害リスク情報の周知や迅速な避難につながる防災意識の啓発などの取組みが必要
・道路冠水等により避難場所へのアクセスが低下する可能性のある区域が存在	・インフラの適正な維持・管理に加え、ハザードマップを活用し、浸水リスクや避難場所、避難経路を平時から周知・啓発することが必要
・床下・床上浸水、建物倒壊の可能性がある区域が存在	・平時からハザードマップで想定されるリスクや避難場所を確認しておくよう周知・啓発が必要
・浸水継続時間が長時間続く区域に立地する医療・福祉施設では機能低下するおそれ	・業務継続計画や避難計画の作成、物資の備蓄など、災害時の機能維持に向けた備えをあらかじめ検討するよう周知・啓発が必要
・地震時における建物倒壊等が懸念	・住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策の推進が重要

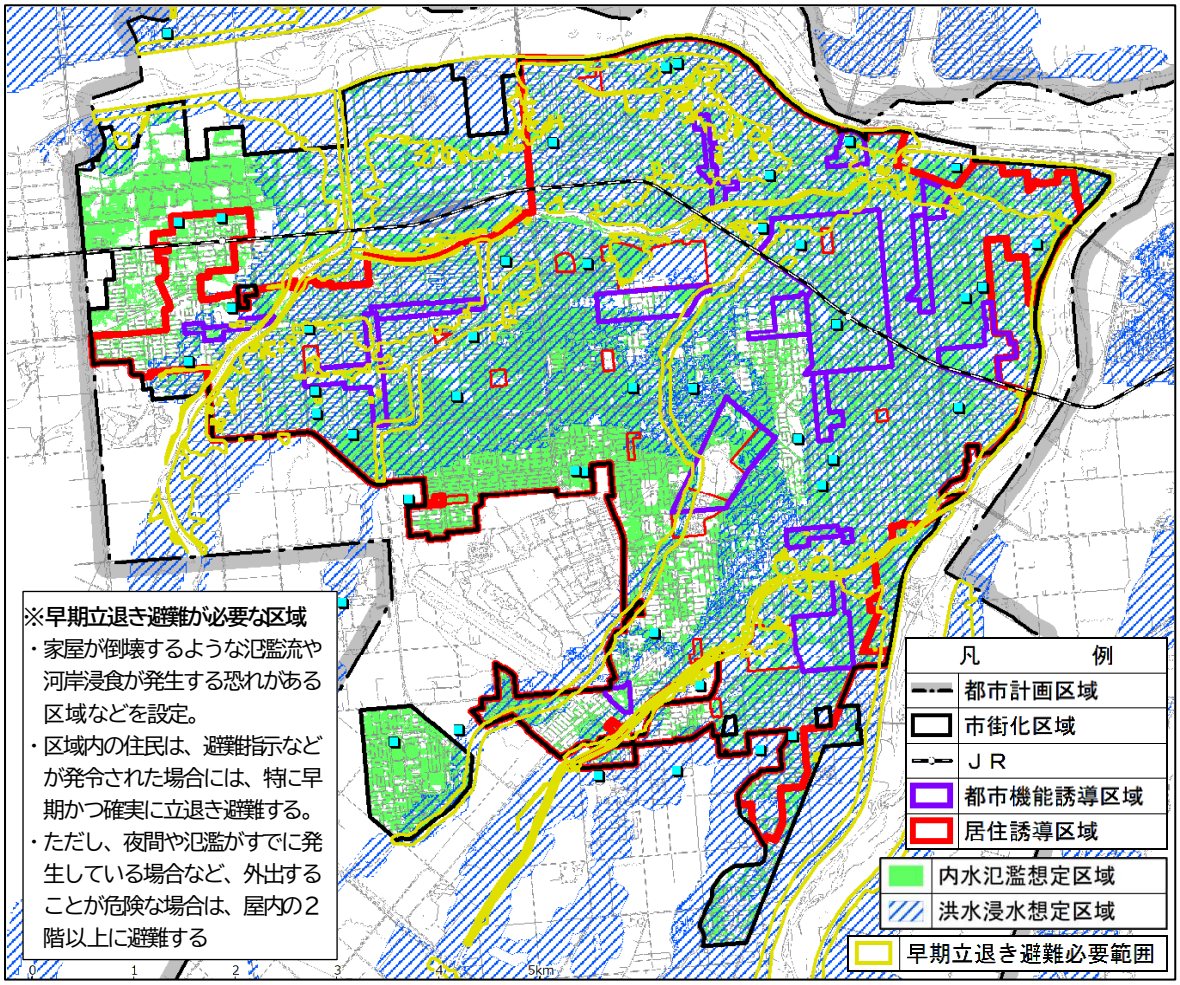


図　防災上の課題整理

■災害リスクが高い区域の居住誘導区域への反映について

≪水災害への対応≫

本計画では、災害リスク分析により、浸水深が大きく垂直避難が困難となるおそれのある区域（東・川北地区等）、浸水が長時間継続し孤立のおそれのある区域（西・西帯広地区等）、氾濫流や河岸浸食により家屋倒壊のおそれのある区域（柏林台川・ウツベツ川・十勝川・帯広川周辺等）など、リスクの所在と程度を具体的に把握しています。

これらの区域は既に市街地として形成され、多くの市民の生活基盤となっていることから、区域の状況を踏まえた対応が必要です。また、居住誘導区域外についても、住宅地等として良好な居住環境の保全を図る地域と位置づけており、区域の内外を問わず、災害リスクがあることのみをもって、居住に適さない区域として一律に扱うものではありません。

一方、本市では家屋が倒壊するような氾濫流や河岸浸食が発生する恐れがある区域などを「早期立退き避難が必要な区域」に設定し、避難指示などが発令された場合には、特に早期かつ確実に立退き避難することとしています。

こうしたことから、これらの区域を居住誘導区域に含めた上で、把握したリスクの程度に応じ、防災指針において避難所の生活環境や避難経路の整備、河川改修等のハード対策や、災害リスク情報の周知、自主防災組織等の育成、防災教育の推進等のソフト対策を位置づけ、災害リスクの低減を図ります。

■防災まちづくりについて

（1）防災まちづくりの考え方

本計画で定める「防災指針」は、災害の予防から応急対策、復旧・復興まで、災害対策全般を定める「地域防災計画」と整合・連携を図りながら、長期的な視点から、災害に強いまちの構造そのものを、時間をかけて形成していく「都市防災」の考え方に基づき、市民や事業者と一体となった「防災まちづくり」を推進します。

この「防災まちづくり」を進めるにあたり、本計画の分析で明らかになったとおり、本市では市街地の広範囲に洪水浸水想定区域が及んでいます。こうした状況を踏まえると、災害による被害を完全に防ぐことは難しいものの、災害発生時の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につなげられる、災害に強いまちの形成が重要です。

（2）防災まちづくりの基本方針

上記の考え方に基づき、本市の防災まちづくりが目指すべき姿として、上位計画である第２次帯広市都市計画マスタープランに掲げる「避難、復旧に迅速に対応できる災害に強い都市形成」を基本方針とします。

■取組方針の設定

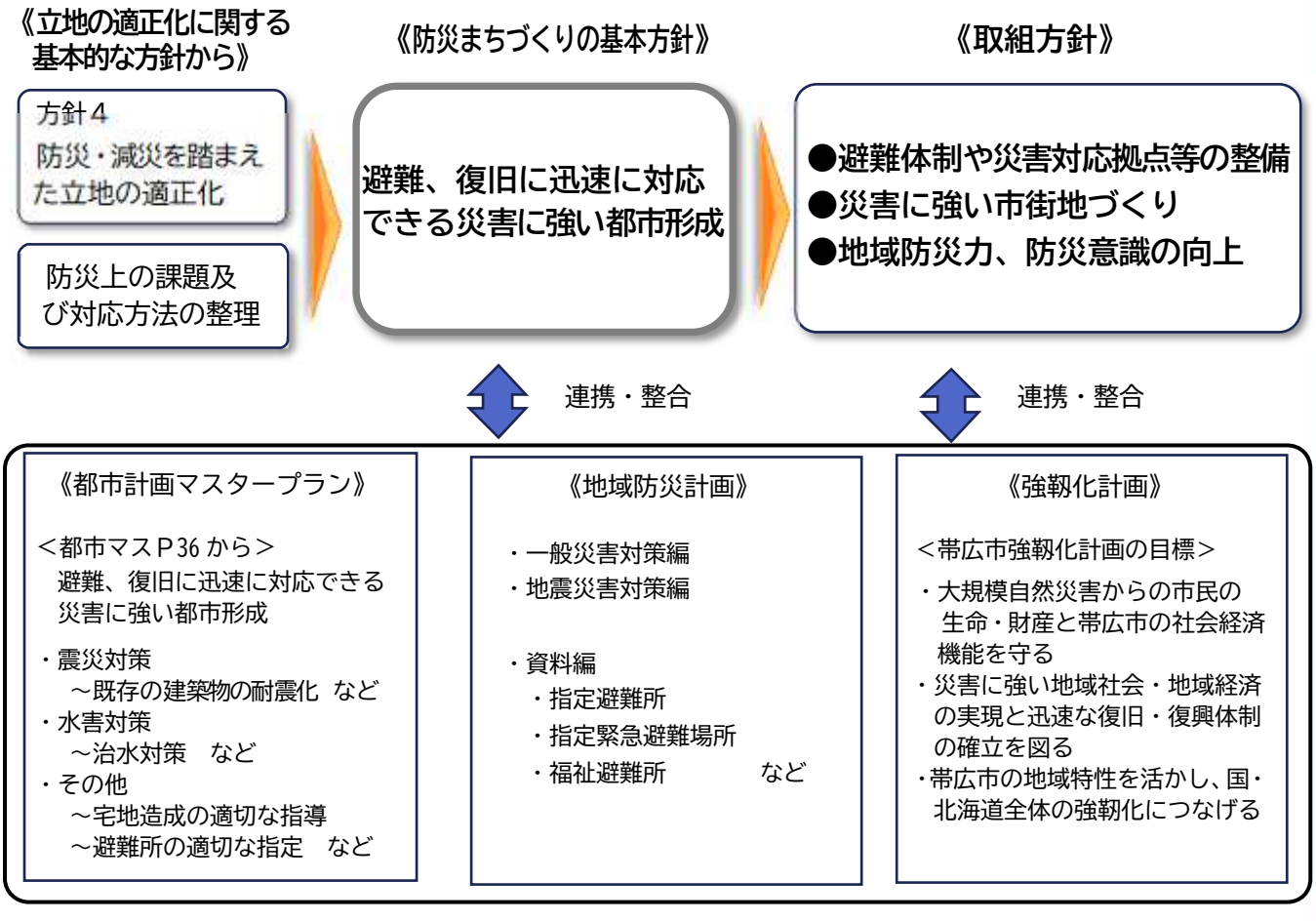
取組方針の設定にあたっては、第２次帯広市都市計画マスタープランの都市防災に関する記載内容や、「帯広市地域防災計画」等の既存の防災関連計画と整合を図り、災害リスクの低減に向けたハード・ソフトの取組方針を整理します。

具体的には、都市の骨格構造として設定した拠点や基幹的公共交通軸、及び設定した居住誘導区域での展開を念頭に、地域の特性に応じた地震災害への対策、浸水リスクに応じた避難・災害対応対策を想定し、以下の３つを設定します。

●避難体制や災害対応拠点等の整備
●災害に強い市街地づくり
●地域防災力、防災意識の向上

■防災まちづくりの推進

本計画では、「方針４　防災・減災を踏まえた立地の適正化」及び「防災上の課題及び対応方法の整理」に基づき、防災まちづくりの考え方を踏まえ、「防災まちづくりの基本方針」及び「取組方針」を整理しました。今後は、これらの方針に基づき、関連計画との連携を図りながら、市民や事業者と一体となった防災まちづくりを計画的に推進します。



＜第４段階＞ ―防災まちづくりの推進に向けた主な具体的な取組みの検討―

災害リスク分析の結果や取組方針を踏まえ、主な具体的な取組みを設定します。また、取組みの計画的な進捗を図るため、実施スケジュールを設定します。

表　帯広市の取組み

取組方針	対策区分		主な具体的な取組み	スケジュール 短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
避難体制や災害対応拠点等の整備	ハード	1	指定避難所等の生活環境整備	→	→	→
	ソフト	2	備蓄品等の整備・確保	→	→	→
	ソフト	3	個別計画の作成	→	→	→
	ソフト	4	災害対策本部拠点の機能維持・強化	→	→	→
	ハード	5	緊急輸送道路や避難路の確保	→	→	→
	ハード	6	主要幹線道路の修繕、維持管理	→	→	→
災害に強い市街地づくり	ハード	1	河川改修等の治水対策	→	→	→
	ハード	2	広域連携による流域治水の推進	→	→	→
	ハード	3	地下施設の防災対策	→	→	→
	ハード	4	道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策	→	→	→
	ハード	5	住宅、建築物等の耐震化等	→	→	→
	ハード	6	空き家の実態把握、解体補助	→	→	→
	ソフト	7	地盤等の情報共有	→	→	→
地域防災力、防災意識の向上	ソフト	1	自主防災組織の結成や活動の促進	→	→	→
	ソフト	2	地域住民による防災活動等の実施	→	→	→
	ソフト	3	地域防災における担い手の育成	→	→	→
	ソフト	4	町内会や関係機関などによる防災知識の普及・啓発	→	→	→
	ソフト	5	防災訓練や出前講座などによる防災知識の普及・啓発	→	→	→
	ソフト	6	ハザードマップなどを活用した防災リスクの周知	→	→	→

第８章　計画の進行管理

誘導施策や防災指針の取組みについて効果的に進んでいるかを把握するため、進行管理の方法と、進行状況を評価するための指標と定量的目標を設定します。

■ 計画の進行管理

本計画は、都市再生特別措置法第 84 条の規定により、おおむね５年ごとに、施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行います。

評価にあたっては、施策実施の効果を客観的に検証するため、計画の中で施策や目標値を設定した上で、施策を推進し、進捗状況の把握・評価を踏まえて計画の見直し等の必要性を検討するなど、下図のようなＰＤＣＡサイクルの流れで進め、計画の実行性を高めていきます。



図　PDCA サイクルの運用

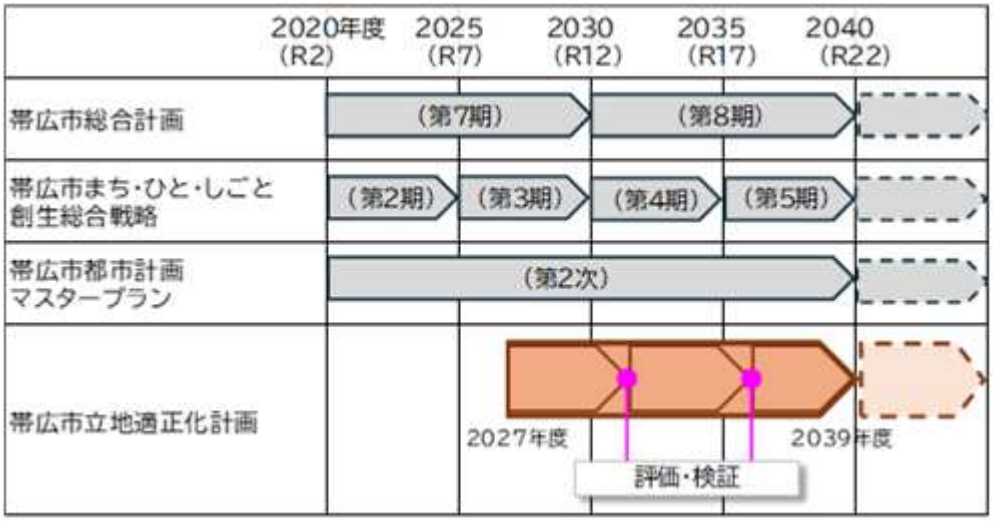


図　立地適正化計画の検証・見直しスケジュール

■ 定量的な目標値の設定

本計画では、４つの基本的な方針に基づき都市機能や居住の誘導状況を測る指標を選定し、定量的な目標を設定します。また、各施策が持続的に推進され計画全体の健全なマネジメントを俯瞰的に行うための統括的な指標として財政上の評価指標・目標値をあわせて設定します。

設定にあたって、国の手引きでは、（１）目標や施策と紐づいた指標、（２）これまでの趨勢から一定の将来予測が可能な指標、（３）今後も継続的に把握できる指標、（４）定義や手法等が明確であり、再現性がある指標、となるよう考え方が示されています。

本市での定量的な目標値の設定にあたっては、国の考え方を踏まえ、基本的な方針に沿って「都市機能の誘導」、「居住の誘導」、「移動ネットワークの確保」、「防災指針」に関する評価指標及び財政上の評価指標について、上位関連計画との連携や整合を図りながら進めます。

基本的な方針	定量的目標の指標と選定理由
方針1 拠点及びその周辺への誘導	○都市機能誘導区域内の誘導施設数 ・都市機能の集積状況を直接的かつ分かりやすく把握できる ・誘導施策の実施による成果を経年的に確認できる ・立地状況を実数で把握でき、住民や関係者にも理解しやすい
方針2 一定の人口密度が維持される区域の誘導区域としての取扱い	○居住誘導区域内の人口密度 ・居住誘導による人口の集積状況を直接的に把握できる ・低密度化の進行状況を把握できる ・過年度の値や目標値との比較が容易
方針３ 公共交通利便性の高い区域への誘導	○市内運行路線における路線バス年間利用者数　※帯広市地域公共交通計画より ・市内の公共交通の利用状況を直接的に把握できる ・居住・都市機能の集約による公共交通利用の維持・促進を評価できる
方針４ 防災・減災を踏まえた立地の適正化	○自主防災組織活動カバー率（世帯数割合）　※第7期帯広市総合計画より ・地域防災力の向上の具体的な取組みの進捗を定量的に把握できる ・毎年度の評価・進行管理が可能
持続的なまちづくりに関する指標 【財政上の定量的指標】	○固定資産税収（土地）の変化 ・地価の維持を通じた固定資産税収の変化の推移が定量的に把握できる ・毎年度の評価・進行管理が可能

図　定量的な目標の指標

表　定量的目標の一覧

基本的な方針	指標名	概　要	定量的目標	
			（基準年）	（目標年）
方針１ 拠点及びその周辺への誘導	○都市機能誘導区域内の誘導施設数	都市機能誘導区域内における拠点類型別の誘導施設数（Ｒ８）は中心拠点が 26 施設、地域拠点が 32 施設、生活拠点が 21 施設となっている。 目標年（R21）には、誘導施策の推進により、現状の施設数を維持する。	79 施設 （Ｒ８）	79 施設以上 （R21）
方針２ 一定の人口密度が維持される区域の誘導区域としての取扱い	○居住誘導区域内の人口密度	居住誘導区域内における人口密度は、42.6 人/ha となっている。（Ｒ８．４月末時点、住民基本台帳） 誘導施策の推進により、目標年（R21）には、居住密度を市街化区域指定の基準でもある 40 人/ha 以上を維持する。	42.6 人/ha （Ｒ８）	40.0 人/ha 以上 （R21）
方針３ 公共交通利便性の高い区域への誘導	○市内運行路線における路線バス年間利用者数	地域公共交通活性化事業の推進により、基幹的公共交通軸をはじめとする移動ネットワークの充実を目指す。	3,066,868 人 （Ｒ７）	次期地域公共交通計画の目標値 （R21）
方針４ 防災・減災を踏まえた立地の適正化	○自主防災組織活動カバー率（世帯数割合）	自主防災組織育成事業の推進により、市全体として地域防災力の向上を目指す。	88.5% （Ｒ７）	88.5%以上 （R21）
持続的なまちづくりに関する指標 財政上の定量的目標	○固定資産税収（土地）の変化	社会情勢など外部要因を勘案し、本計画の取組みが、市全体の地価の維持を通じた将来にわたる安定的な歳入の維持に繋がっているかを確認するため、固定資産税収（土地）の動向を指標とし、その現状維持を目指す。	2,267 百万円 （Ｒ６）	2,267 百万円 を維持 （R21）

算出方法	備　考
都市機能誘導区域に立地している誘導施設の数	
居住誘導区域内における人口密度（住民基本台帳）	
帯広市地域公共交通計画（Ｒ５～Ｒ９）の目標値 ※計画期間がＲ９までであり、目標値は次期計画による。 （Ｒ９目標値：3,129,368 人）	
北海道ＨＰ市町村別自主防災組織活動カバー率をもとに算出	
総務省「固定資産の価格等の概要調書」課税標準額・総額をもとに算出	